

# 第1章 都市計画マスタープランの前提

## 第1節 都市計画について

- 1 都市計画について
- 2 都市計画マスタープランの意義

## 第2節 都市計画マスタープランの役割と位置付け

- 1 都市計画マスタープランの役割
- 2 都市計画マスタープランの対象範囲
- 3 都市計画マスタープランの位置付け

## 第3節 都市計画マスタープランの見直し

- 1 都市計画マスタープランの目標年次
- 2 都市計画マスタープランの見直し

## 第4節 本書の構成

- 1 全体構成
- 2 京都市基本計画と都市計画マスタープランとの関係

## 第5節 これまでの取組

# 第1節 都市計画について

## 1 都市計画について

都市計画<sup>※1</sup>の目的は、土地の利用についての制限を定め、道路や公園、緑地などを適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。

土地には、様々な活用方法があり、お互いに影響を及ぼしあう性格を有しているため、これらの都市計画の目的に即した合理的な利用が図られるよう一定のルールを定める必要があります。このため、住宅や工場、大規模店舗などの異なった用途の建物が無秩序に混在することを防止する用途地域<sup>※2</sup>や建築物の高さを規制する高度地区<sup>※3</sup>、建築物の形態意匠の制限等を定める景観地区<sup>※4</sup>などを都市計画により定めています。

また、円滑な都市活動を支え、そこに住む生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するために、都市の骨格となる道路や公園などの都市施設<sup>※5</sup>を都市計画により定めています。

この他にも、土地区画整理事業<sup>※6</sup>や市街地再開発事業<sup>※7</sup>、地区計画<sup>※8</sup>などのまちづくりに関わる様々な計画が都市計画により定められています。

## 2 都市計画マスタープランの意義

都市計画マスタープランは、平成4（1992）年の都市計画法<sup>※9</sup>改正によって創設された市町村の都市計画に関する基本的な方針のことをいいます。これは、住民意見を反映し、市町村の都市計画の基本的な方針を定めるものとして都市計画法第18条の2に規定されており、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするもので、社会経済動向を踏まえながら、都市づくりを進めていくための指針となるものです。

今後の都市づくりにおいては、予想される人口減少、高齢化の進展や地域主権の流れ、そして財政的な制約の高まりも見据え、行政だけでなく、市民・事業者など、多様な主体による都市づくりの推進が、都市の将来像実現のために不可欠となってきます。そのため、基礎自治体である市町村の策定する都市計画マスタープランには、「都市づくりの将来ビジョン」を明確にし（事前明示性の向上）、市民・事業者をはじめとする多様な主体と行政による「共汗（パートナーシップ）のまちづくり」をより推進していくための指針としての役割が、これまで以上に求められています。

- ※1 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにそのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。（都市計画法第2条、4条）
- ※2 用途地域：都市計画マスタープランに定められた将来の土地利用の方針を踏まえ、市街地において住居、商業、その他の用途を適切に配分することにより、都市機能の維持増進や居住環境の保全を図ることを目的に定める地域。12種類の用途地域があり、それぞれに応じて建築物の用途などの規制が行なわれる。（都市計画法第8条、9条など）
- ※3 高度地区：用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。本市では、居住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和、均衡の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として、土地利用及び地域特性を考慮して16種類の種別の建築物の高さの最高限度を指定している。（都市計画法第8条、9条など）
- ※4 景観地区：市街地の良好な景観の形成を図るために、建築物等の形態意匠の制限等を定める地区。（都市計画法第8条、景観法第61条）
- ※5 都市施設：道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院等の医療福祉施設、火葬場等、団地などの住宅施設、官公庁施設、流通業務団地など、都市計画法で定める都市計画決定により設置を決める施設のこと。（都市計画法第11条）

# 第2節 都市計画マスタープランの役割と位置付け

## 1 都市計画マスタープランの役割

本マスタープランは、以下の4つの役割を担います。

### ■ 都市づくりの将来ビジョンの明確化

京都市基本構想<sup>※10</sup>に示された将来像を都市計画の観点から肉付けし、長期的視点に立った都市づくりの将来ビジョンを明確化します。

### ■ 都市計画決定・変更の指針

都市計画法により、市町村の定める都市計画は、都市計画マスタープランに即することとなっています。本マスタープランは、都市全体の整合を図りながら、京都市の定める地域地区<sup>※11</sup>や都市施設など個別の都市計画を決定・変更する際の指針とします。

### ■ 都市づくりを進めるための指針

京都市を取り巻く産業・社会構造の急激な変化や市民の価値観の多様化と生活環境に対する意識の高まりに対応して、居住の場としての安全で快適な都市づくりや産業振興、環境保全などに資する都市づくりを進めるための指針とします。

### ■ 共汗（パートナーシップ）のまちづくりの共通の指針

都市計画の目標と方針を具体的に示し、市民・事業者をはじめとする多様な主体と行政が都市の将来像を共有することにより、まちづくりに対する気運を高めるとともに、共汗（パートナーシップ）のまちづくりを進めるための共通の指針とします。

#### 【共汗とは？】

市民、NPO<sup>※12</sup>、企業、大学などの様々な主体と行政が夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し、共に汗を流して協働することをいいます。（「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」より）

※6 土地区画整理事業：道路・公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために、その区画形質を整え、公共施設の 신설・改良を行い、良好な宅地の供給などを行う事業のこと。（土地区画整理法第2条）

※7 市街地再開発事業：都市再開発法に基づく、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の共同化、高層化による防災機能の強化を行うとともに、併せて、道路、公園等の公共施設を整備する事業のこと。市街地再開発事業には、権利変換方式による第1種事業と用地買収方式による第2種事業がある。

※8 地区計画：住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4）

※9 都市計画法：都市計画の基本となる法律で昭和43（1968）年に公布された。都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

※10 京都市基本構想：平成11（1999）年12月に市会の決議を得て策定した、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想。

※11 地域地区：都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつ。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについても必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。（都市計画法第8条）

※12 NPO：Non Profit Organizationの略称で、非営利の民間組織のこと。

## 2 都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画法<sup>※1</sup>第5条において「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」として都市計画区域<sup>※2</sup>が定められており、本マスタープランにおいても、この都市計画区域を重点的に扱います。

また、豊かな都市生活を実現するためには、都市と自然の共生が重要であり、都市計画区域外においても市民の生活環境を整え、自然の適正な保全・活用の考え方を示す必要があることから、計画対象範囲は、京都市全域とします。

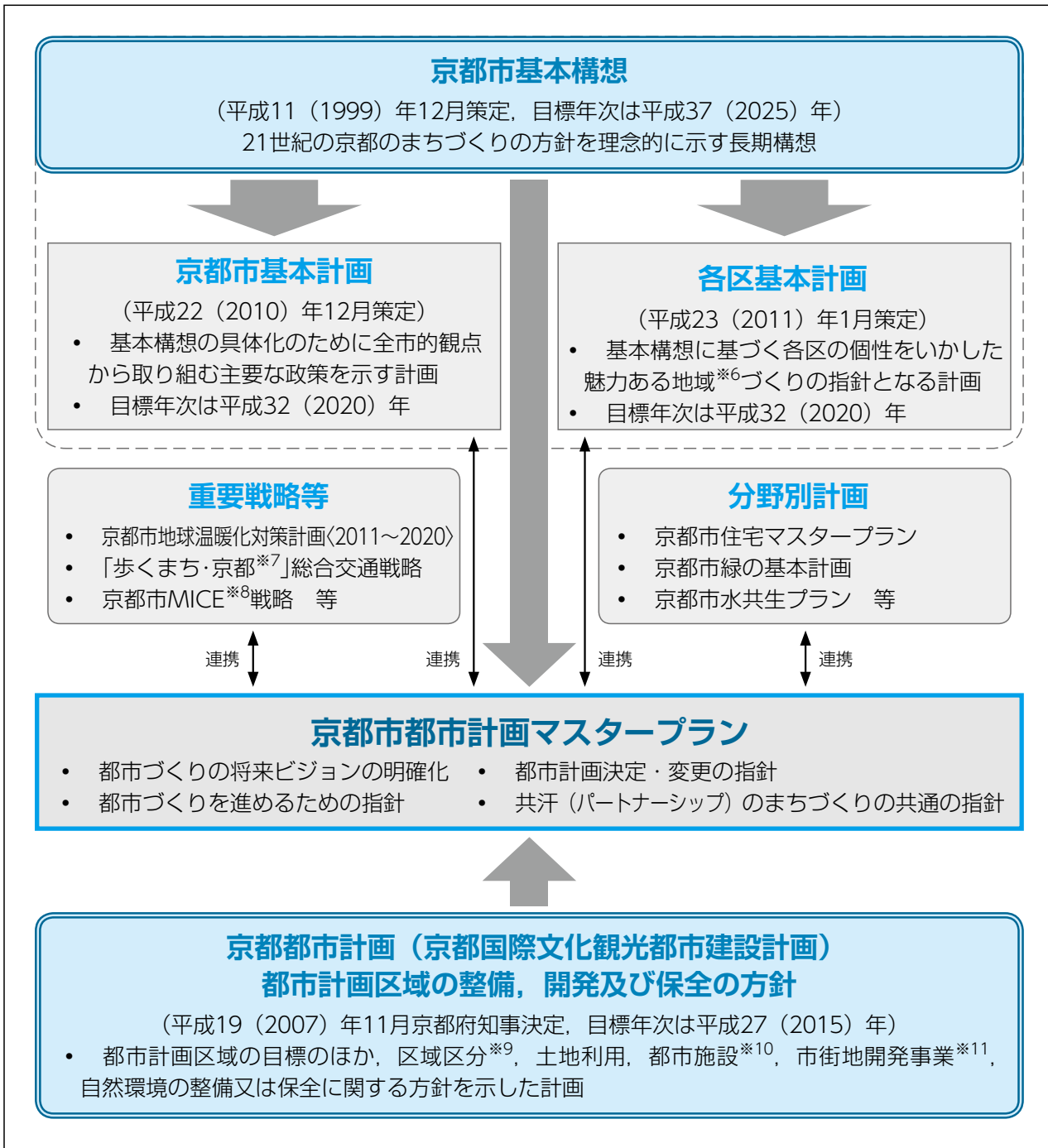
## 3 都市計画マスタープランの位置付け

京都市における都市計画<sup>※3</sup>に関する方針として、都市計画区域を対象として都市計画法に基づき京都府知事が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針<sup>※4</sup>」があります。また、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す「京都市基本構想<sup>※5</sup>」、基本構想の具体化を図るための「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」（以下「京都市基本計画」という）及び「各区基本計画」が策定されています。

本マスタープランは、これらの方針や構想に即すとともに、京都市基本計画や各区基本計画、関連分野の諸計画等と連携しながら、都市計画の分野に関する事項の方針を示します。

- 
- ※1 都市計画法：都市計画の基本となる法律で昭和43（1968）年に公布された。都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。
  - ※2 都市計画区域：都市計画法に基づく、人口、土地利用、交通量等を勘案し、一体の都市として総合的に整備し、開発し、および保全する必要がある区域のこと。京都市（北部の一部を除く）は、向日市、長岡京市、大山崎町の全域と久御山町、八幡市の一部とともに、京都市計画区域に含まれている。（都市計画法第5条）
  - ※3 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにそのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。（都市計画法第2条、4条）
  - ※4 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの。（都市計画法第6条の2）
  - ※5 京都市基本構想：平成11（1999）年12月に市会の決議を得て策定した、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想。

■ 本マスタープランの位置付け



※6 地域：町内や元学区、小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲。複数の行政区にわたるものまで考えられる。  
 ※7 歩くまち・京都：自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換する。また、京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都が日本を代表する「国際文化観光都市」であると同時に、まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指す。  
 ※8 MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。  
 ※9 区域区分：都市計画によって、都市計画区域を市街化区域と市街地調整区域とに区分すること。  
 ※10 都市施設：道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院等の医療福祉施設、火葬場等、団地などの住宅施設、官公庁施設、流通業務団地など、都市計画法で定める都市計画決定により設置を決める施設のこと。（都市計画法第11条）  
 ※11 市街地開発事業：一定の地区を区切って、その地区内での公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。（都市計画法第12条）

# 第3節 都市計画マスタープランの見直し

## 1 都市計画マスタープランの目標年次

本マスタープランの目標年次は、上位計画である京都市基本構想<sup>※1</sup>に合わせ、おおむね15年後の平成37（2025）年とします。

## 2 都市計画マスタープランの見直し

本マスタープランは、おおむね15年後の平成37（2025）年を目標としていますが、今後の社会経済情勢の変化等により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。また、京都市基本計画や各区基本計画の目標年次が平成32（2020）年度に設定されていることなどを踏まえ、おおむね10年後に見直します。

なお、急激な社会経済動向の変化や都市計画法<sup>※2</sup>をはじめとする法改正等により制度に大きな変化があった場合には、必要に応じ、検証及び見直しを行います。

※1 京都市基本構想：平成11（1999）年12月に市会の決議を得て策定した、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想。

※2 都市計画法：都市計画の基本となる法律で昭和43（1968）年に公布された。都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

# 第4節 本書の構成

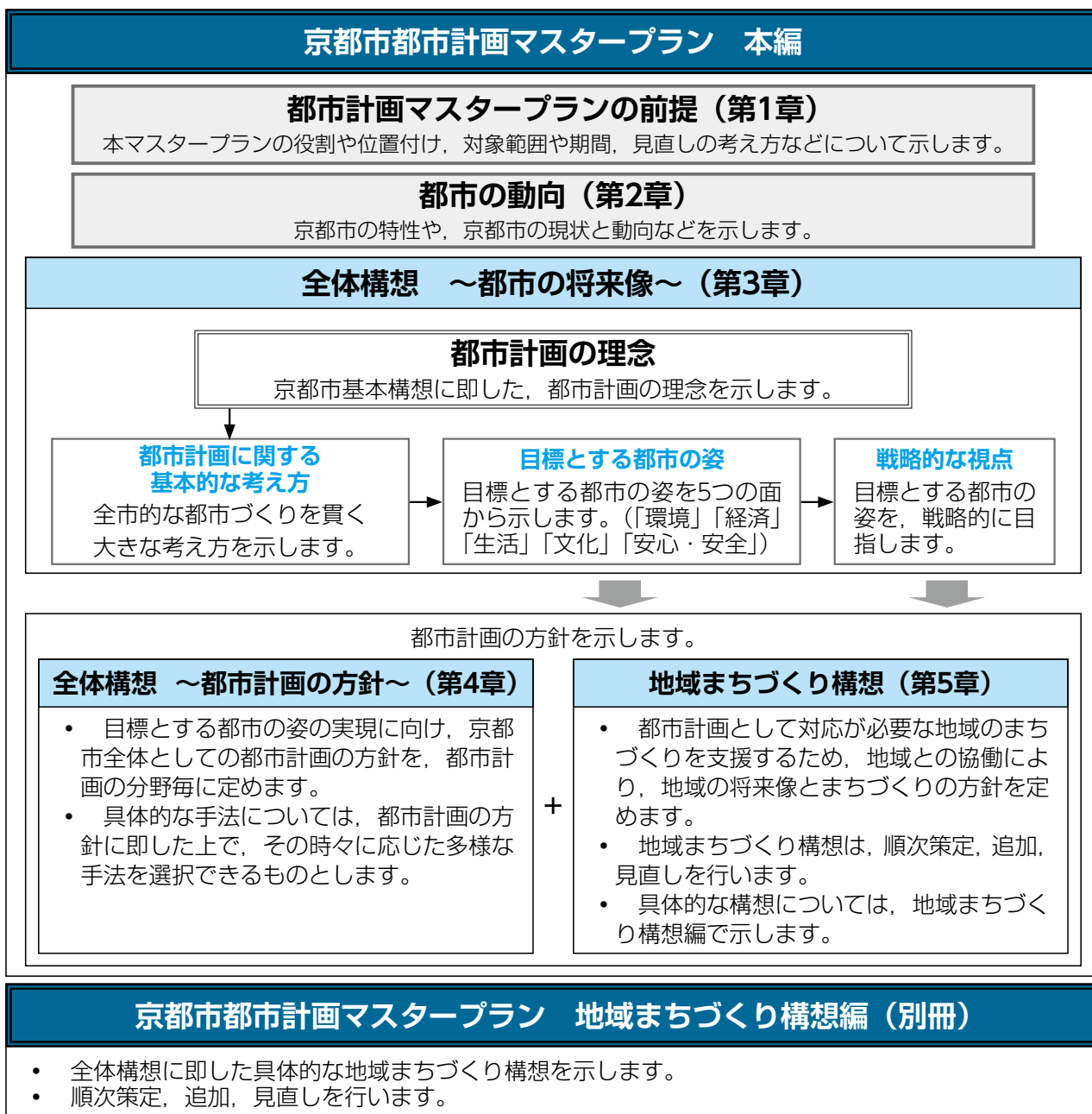
## 1 全体構成

本マスタープランは、本編と地域まちづくり構想編から構成されています。

本編では、京都市の将来像や基本となる都市計画<sup>※3</sup>の方針を中心に示しています。また、地域まちづくり構想編では、本編の方針に即したうえで、地域<sup>※4</sup>ごとの特性をいかした個性豊かで魅力的なまちづくりを都市計画として積極的に支援するため、その地域での将来像とまちづくりの方針を示しています。

なお、地域まちづくり構想編は、順次追加し、また、見直しを行うため、別冊とします。

### ■ 本マスタープランの構成



※3 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにそのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。（都市計画法第2条、4条）

※4 地域：町内や元学区、小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲。複数の行政区にわたるものまで考えられる。

## 【参考：前マスタープラン（平成14（2002）年5月策定）との主な構成の違い】

### ① 目標とする都市の姿

【前マスタープラン：都市計画の目標 ⇒ 本マスタープラン：目標とする都市の姿】

前マスタープランにおいては、「都市計画の目標」（6つの都市の将来像）を掲げ、その実現に向けて取り組んできました。本マスタープランでは、京都市基本計画で示されている6つの京都の未来像<sup>※1</sup>との関係を保ちながら、都市が持続するために必要となる基本要素であり、互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、目標とする都市の姿を示しています。

### ② 都市計画<sup>※2</sup>の方針の示し方

【前マスタープラン：都市計画の方針 ⇒ 本マスタープラン：全体構想～都市計画の方針～】

前マスタープランでは、「都市計画の目標」（6つの都市の将来像）ごとに、「都市計画の方針」と目標を達成するための具体手法を示していました。本マスタープランでは、土地利用や歩くまちといった分野ごとに都市計画の方針をわかりやすく示すとともに、手法を限定せず、その時々で最適な手法を選択できるようにすることで、柔軟性を確保しています。

### ③ 行政区ごとの都市計画の方針

【前マスタープラン：地域別構想 ⇒ 本マスタープラン：全体構想～都市計画の方針～】

前マスタープランでは、行政区ごとに「都市計画の方針（地域別構想）」を示していました。しかしながら、都市計画は、町内や小学校区から複数の行政区にわたるものまで考えられることから、本マスタープランでは、全市を対象として「都市計画の方針（全体構想）」を示しています。

### ④ 都市計画の方針を順次位置付けする仕組み

【前マスタープラン：無し ⇒ 本マスタープラン：地域まちづくり構想】

本マスタープランでは、地域<sup>※3</sup>が本マスタープランの都市計画の方針に沿って検討した、地域の「将来像」と「まちづくりの方針」を地域のまちづくりの状況に応じ、都市計画マスタープランに順次位置付けることができる仕組みを取り入れています。そして、その将来像の早期実現に向けて、個性ある地域でのまちづくりを、都市計画として積極的に支援します。

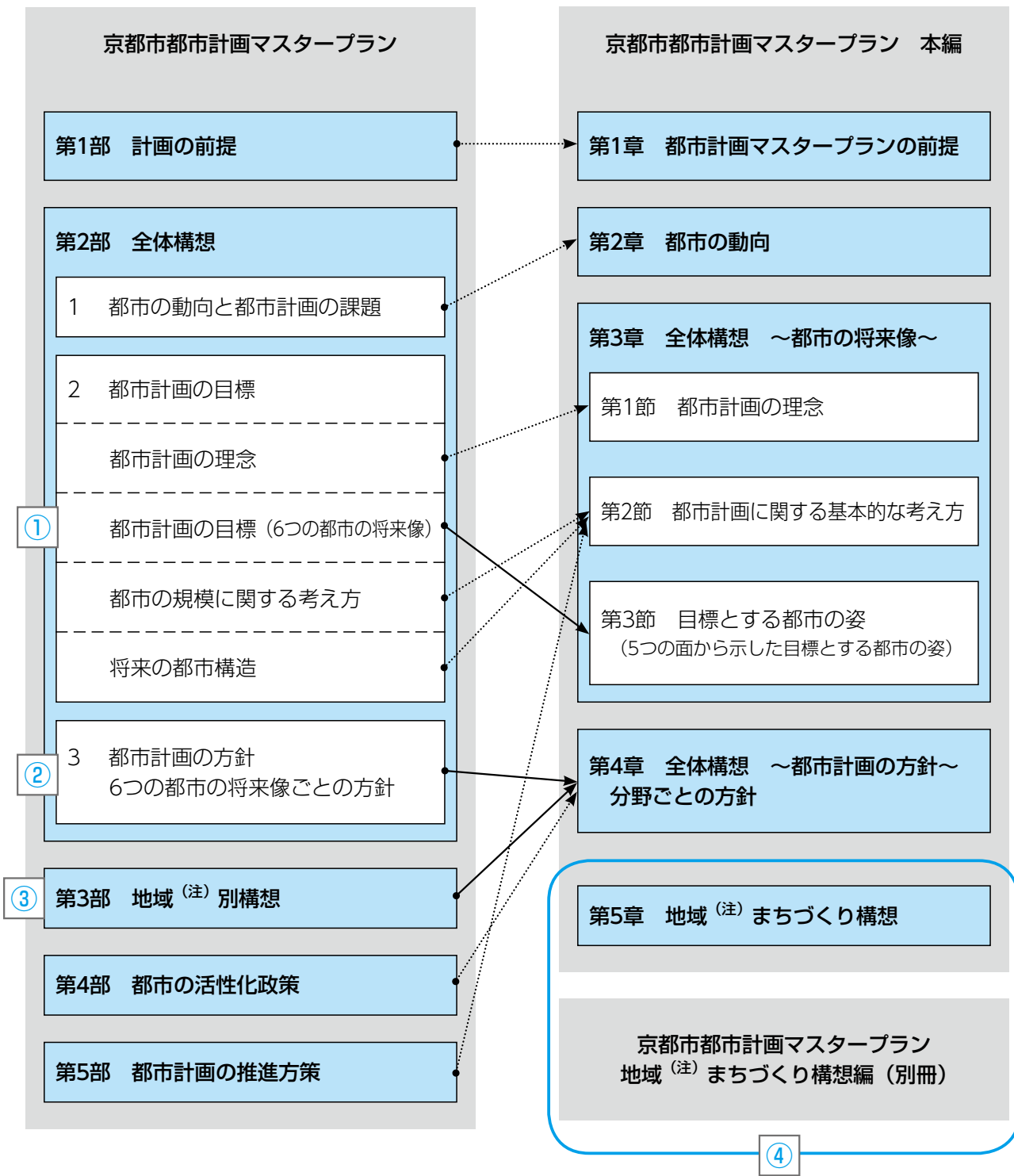
※1 京都の未来像：京都市基本計画で示されている以下の6つの未来像。

- 地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と低炭素のまち・京都」
- 歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」
- 伝統と知恵をいかし、豊かな生活を支える「環境と社会に貢献する産業を育てるまち・京都」
- だれもがともに学び成長し、未来を担う若者が育つ「学びのまち・京都」
- いのちと暮らしを守り、安心・安全で幸福を実感できる「支え合い自治が息づくまち・京都」
- 人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」



■ 前マスタープランの構成

■ 本マスタープランの構成



内の丸数字は、8ページの丸数字に対応

注：前マスタープランの地域別構想の「地域」は、行政区の範囲としていましたが、本マスタープランの地域まちづくり構想の「地域」とは、多様な主体の参加で創られた将来像を持ち、都市計画の支援などによってまちづくりを推進していく地域をいい、町内や元学区、小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲。複数の行政区にわたるものまで考えられます。

※2 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにそのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。(都市計画法第2条, 4条)  
 ※3 地域：町内や元学区、小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲。複数の行政区にわたるものまで考えられる。

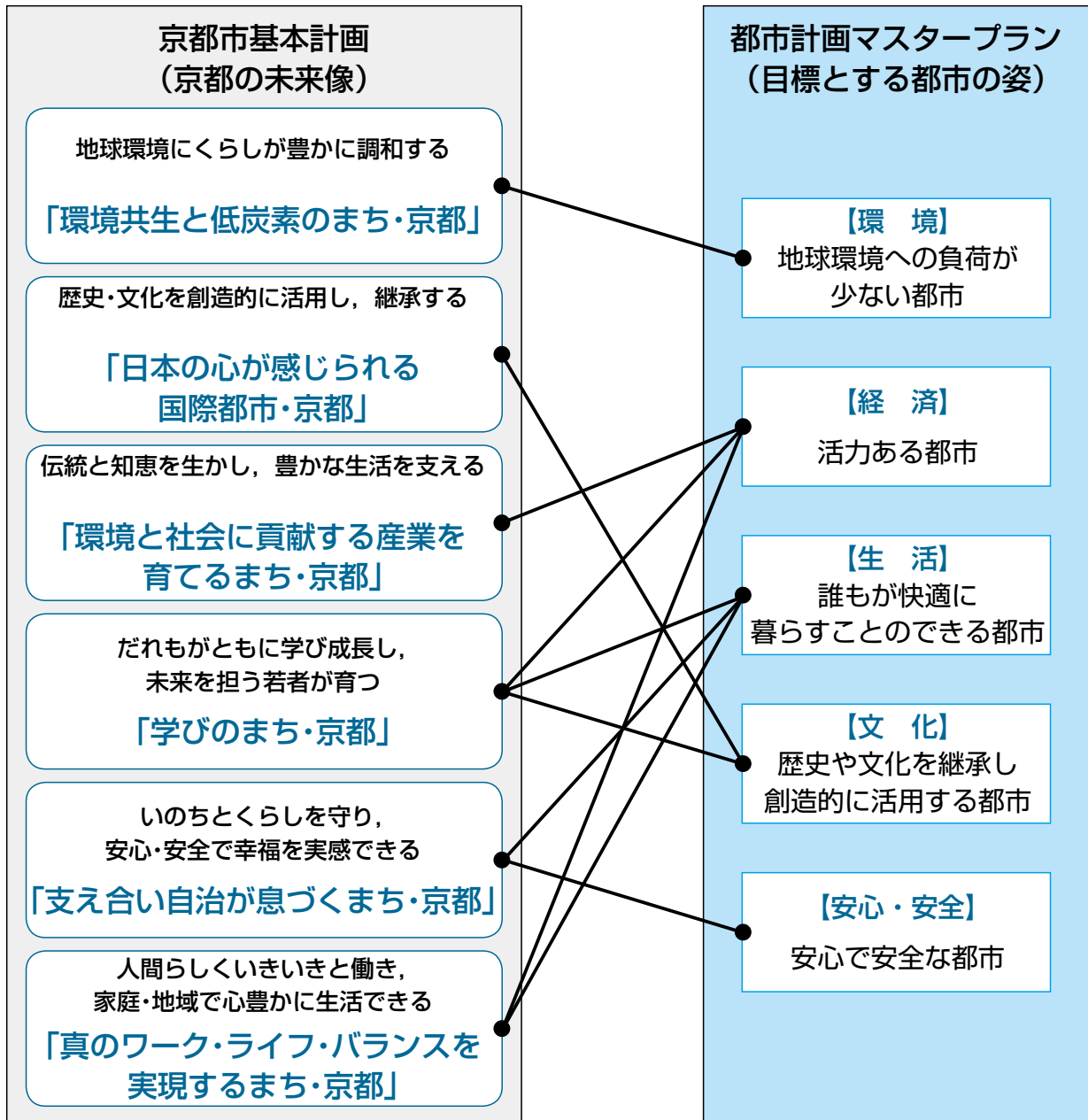
## 2 京都市基本計画と都市計画マスタープランとの関係

### ① 京都の未来像と目標とする都市の姿

京都市基本計画では、“生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く”を都市経営の理念とし、6つの京都の未来像を定めています。

本マスタープランでは、京都市基本計画における都市計画分野の分野別計画として、都市が持続するために必要となる基本要素であり、互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、目標とする都市の姿を設定していますが、これらは京都市基本計画の6つの京都の未来像と以下のように関係付けられます。

#### ■ 京都の未来像と目標とする都市の姿の関係



●—● 主に関連する事項

※1 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにそのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。(都市計画法第2条、4条)

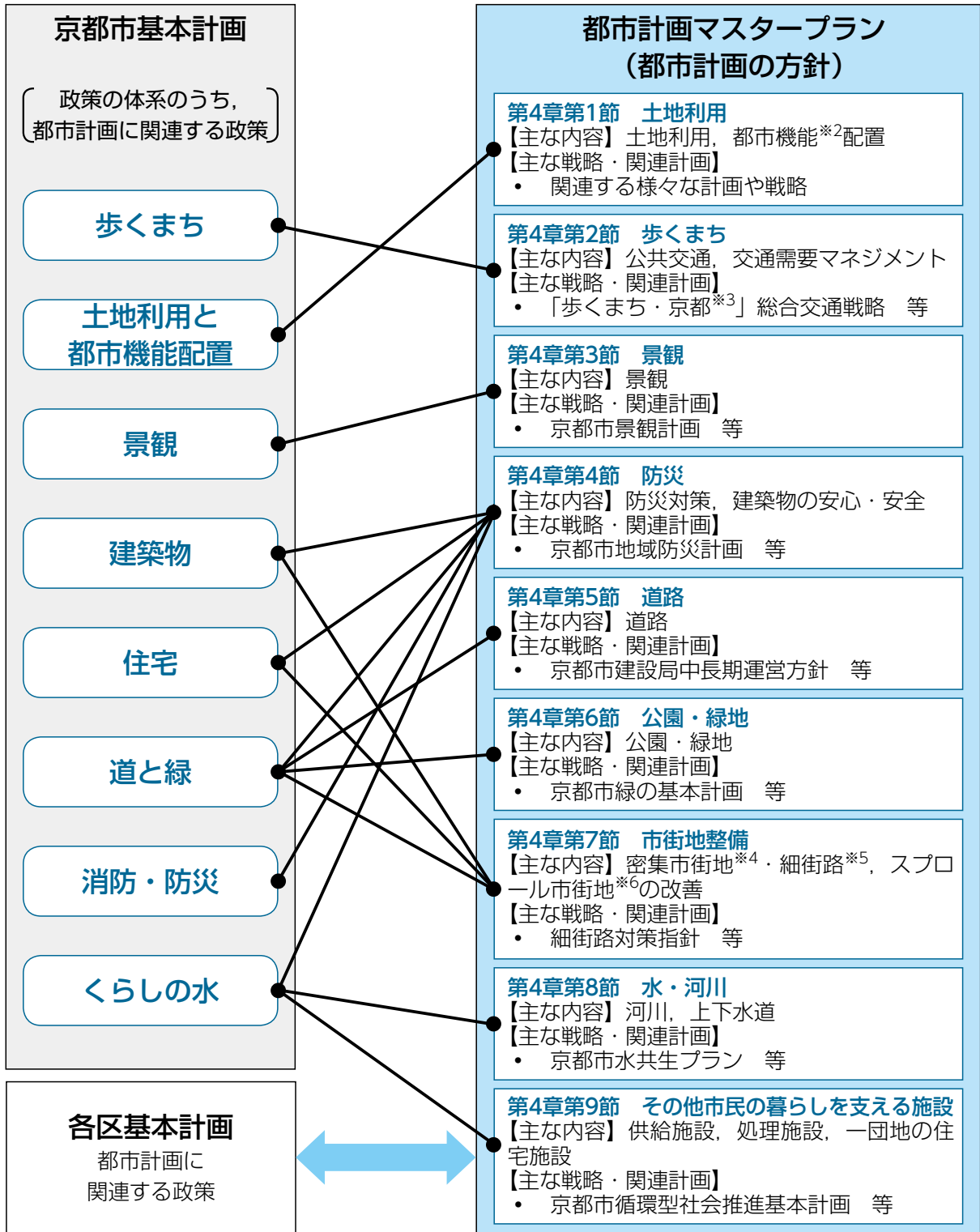
※2 都市機能：商業機能、産業機能、業務機能、文化交流機能等のこと。

※3 歩くまち・京都：自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換する。また、京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都が日本を代表する「国際文化観光都市」であると同時に、まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指す。

## ② 政策の体系と都市計画<sup>※1</sup>の方針

本マスタープランの都市計画の方針は、京都市基本計画の政策の体系（都市計画に関連する政策）とおおむね以下のとおり関係付けられます。また、各区基本計画での都市計画に関連する政策についても、それぞれ対応する都市計画の分野（土地利用、歩くまち、景観等）に関係付けています。

### 政策の体系と都市計画の方針の関係



※4 密集市街地：敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地のこと。

※5 細街路：幅員が4m未満の道のこと。

※6 スプロール（スプロール化、スプロール市街地）：道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。

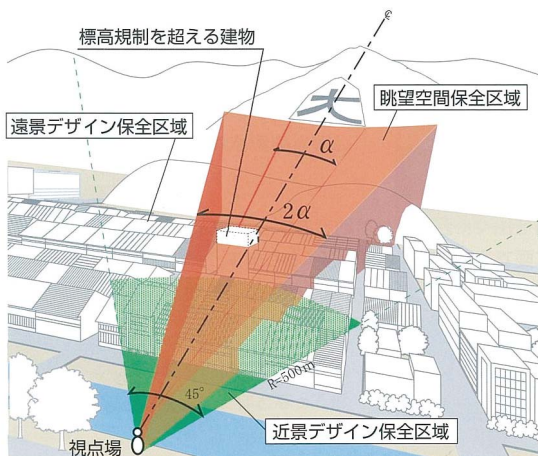
# 第5節 これまでの取組

京都市は、これまで平成14（2002）年5月に策定された前マスタープランに基づく2つの観点から都市づくりを進めてきました。1つは「都市の基盤をつくる」という観点から、「持続可能な都市活動を支える基盤の整った都市をつくる」、「自然豊かで環境負荷の少ない循環型の都市をつくる」、「安全で安心してらせる都市をつくる」というものです。もう1つは「魅力的な京都のまちをつくる」という観点から、「歴史や文化を継承し優れた景観を保全・再生・創造する京都のまちをつくる」、「歩いて楽しい魅力的な京都のまちをつくる」、「住みやすく個性のある生活圏が息づく京都のまちをつくる」というものです。

新景観政策や「歩くまち・京都<sup>※1</sup>」総合交通戦略の推進、市街化調整区域<sup>※2</sup>における地区計画<sup>※3</sup>制度の活用、らくなん進都<sup>※4</sup>のまちづくりなど、先進的な取組を市民の参画を得ながら進めてきており、一定の成果をあげてきています。また、共汗（パートナーシップ）によるまちづくりの機運も高まり、各地域<sup>※5</sup>でそれぞれの地域課題に対応した取組が進められています。

しかし、都市づくりは長期的な視点で進めるため、社会経済動向の変化や財政的制約等から実現できていない施策もあります。今後も更なる市民の参画を得ながら、着実かつ継続的に社会経済動向等の変化に対応した都市づくりを進めていくことが必要です。

## ■ 新景観政策における眺望の考え方



## ■ らくなん進都



- ※1 歩くまち・京都：自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換する。また、京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都が日本を代表する「国際文化観光都市」であると同時に、まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指す。
- ※2 市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。この区域内では、開発行為や建築行為が原則として禁止されている。（都市計画法第7条）
- ※3 地区計画：住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設配置や建築物等に関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の4）
- ※4 らくなん進都：新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域。油小路通を中心に概ね十条通、宇治川、東高瀬川、国道1号に囲まれた約607haの地域。
- ※5 地域：町内や元学区、小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲。複数の行政区にわたるものまで考えられる。

## 【参考：前マスタープラン策定後の社会経済動向等の変化】

### ① 社会経済動向の変化

例えば人口問題に関しては、人口減少局面にあるという大局に変化はないものの、これまでとは逆に、都心回帰の傾向に転じているなどの質的な変化が生まれています。

また、京都市財政に関しては、財政悪化が深刻化するなか、今後の人口減少、高齢化の進展に伴い、都市に対する投資的経費が著しく減少していくことも現実味を帯びてきているといった新たな課題が生じています。

さらに、京都市の南北及び東西を結ぶ地下鉄に関しては、京都市高速鉄道事業経営健全化計画を策定するなど、経営の健全化に向けて全庁をあげて取り組んでいます。

これらの諸問題には、都市計画<sup>※6</sup>の分野としても積極的に対応していくことが必要となっています。

### ② 関連計画の策定や新たな政策等の展開

京都市基本構想<sup>※7</sup>を具体化するための第1期の京都市基本計画及び各区基本計画に引き続く第2期の計画を、平成22（2010）年度に策定するとともに、産業や商業、観光等の分野においても、京都市新価値創造ビジョンや未来・京都観光振興計画2010<sup>※5</sup>などの計画を新たに策定しました。

また、京都市地球温暖化対策計画〈2011～2020〉や「歩くまち・京都」総合交通戦略、新景観政策など、今後の都市計画と深い関係を持つ新たな政策展開を進めるとともに、らくなん進都など、新たにまちづくりの方向性を示し、取組を進めています。

さらに、「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針<sup>※8</sup>」が、京都府知事により平成19（2007）年に見直されています。

### ③ 国の動き

平成18（2006）年にまちづくり三法<sup>※9</sup>が見直されています。

また、現在、国において地域主権の観点などから都市計画制度の見直しの検討が進められるとともに、平成23（2010）年4月には、環境影響評価法<sup>※10</sup>が一部改正され、計画段階からの環境影響評価制度の取組が、今後求められます。

### ④ 旧京北町との合併

京都市は、平成17（2005）年4月に旧京北町（以下、京北地域）と合併しました。京北地域は京都市の新たな魅力としてその潜在力をさらに発揮していくことが期待されており、京都市・京北町合併建設計画による取組や、「京北地域の土地利用ルール」の制定などの取組が進められています。

### ⑤ 大災害の発生

平成23（2011）年3月11日に東日本大震災が発生し、大きな被害がもたらされました。市民の防災に関する関心が高まっており、京都市においても、防災対策総点検など災害への対策を検討していく必要があります。

※6 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにそのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。（都市計画法第2条、4条）

※7 京都市基本構想：平成11（1999）年12月に市会の決議を得て策定した、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想。

※8 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの。（都市計画法第6条の2）

※9 まちづくり三法：ゾーニング（土地の利用規制）を促進するための都市計画法、生活環境への影響など社会的規制の側面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた大規模小売店舗立地法（大店立地法）、中心市街地の空洞化を食い止め活性化活動を支援する中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）の3つの日本の法律を総称して言う。

※10 環境影響評価法：各種の開発事業に対して行われる環境アセスメントの手続きを定めた法律。

